

第34回全国椿サミット松江大会記念フォトコンテスト実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、古くは出雲国風土記に登場し、広く愛されてきた「椿」に関連した画像を発信し、椿の可能性を感じる機会とするために第34回全国椿サミット松江大会記念フォトコンテスト(以下「フォトコンテスト」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(テーマ)

第 2 条 フォトコンテストのテーマは、「みんなに伝えたい『椿』の魅力」とする。

(応募期間)

第 3 条 フォトコンテストの応募期間は、令和5年7月1日から令和6年3月10日までとする。

(応募資格)

第 4 条 フォトコンテストの実施目的に賛同し、次の号に掲げる要件を遵守する方(日本国内在住)であれば、プロ・アマチュアを問わない。

(1) 18歳未満の応募希望者は、保護者の同意を得た上で応募すること。なお、18歳未満の方が応募された場合は、保護者の同意を得た上で応募されたものとみなす。

(応募方法)

第 5 条 フォトコンテストの応募者は、エントリーフォームにて必要事項を入力し、応募作品のデータ(10MB 以下)を添付の上、応募するものとする。

(応募規定)

第 6 条 応募者は、次の各号に掲げる要件を同意した上で、応募するものとする。

(1) 応募する作品は、印刷媒体や web 媒体等広告、ストックフォトなどにおいて公開されておらず、応募者がすべての著作権を有しているオリジナル作品に限る(個人のブログや個人の SNS において投稿した作品の応募は可能とする)。

(2) 過去に他のコンテストにおいて受賞した作品および他のコンテストに応募中の作品は、これらの類似作品を含め応募できないものとする。なお、本コンテストへの応募後に他のコンテストに応募された作品についても、他のコンテストに応募中の作品とみなす。

(3) 応募作品に使用される著作物、肖像については、応募者本人が著作権を有するもの、または権利者から事前に使用許諾を得たものとする。

(4) 被写体に人物が含まれている場合は、応募者本人の責任において事前に被写体の承諾を得るなど、肖像権等の侵害の問題が生じないことを応募の条件とする。

(5) 応募する作品数は、1人1点のみとする。

(6) 応募作品に関して法律上の問題が生じた場合、応募者の責任および負担において、その一切を解決するものとする。

(7) 応募作品に以下①～⑤の内容が含まれる場合、主催者判断で失格となる場合がある。

- ① 法律を侵害する、中傷的な、名誉を毀損する内容
- ② 犯罪と考えられたり、民事責任の原因となったり、その他の方法で法律に違反するような行動となる、あるいは、そのような行動を助長する内容
- ③ 製品やサービスを販売促進するような営利的内容
- ④ 作品制作にあたり、動物に危害を加えたり、操ったりしている内容
- ⑤ 以下に挙げるものをはじめとする、第三者(個人・法人を問わない)の著作権、登録商標、契約上の権利またはその他知的所有権を侵害する、また、プライバシーや知名度に関する権利への違反
 - 第三者が所有する登録商標(例:街のビルボード、看板などの映り込み)
 - 第三者が所有する著作権で保護された素材
 - 有名人や著名人を特定する名称、肖像、またはその他の特徴
 - 映画のクレジットが含まれているもの

(選定及び賞品等)

第 7 条 第34回全国椿サミット松江大会実行委員会(以下、「実行委員会」という)は特に優秀と認められる画像を5点程度選定し、当該画像を受賞作品とする。

2 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。

3 当該受賞者には、賞品として選定の結果に応じて10,000円相当、5,000円相当、3,000円相当の賞品等を提供することができる。

4 賞品の発送は日本国内に限るものとする。

5 第 6 条の要件を満たしていない投稿は、選定の対象外とする。

(受賞者への連絡)

第 8 条 実行委員会は、審査終了後、令和6年3月末までに、記入していただいたメールアドレスにその旨を連絡するものとする。

2 受賞者は、実行委員会が指定する日までに実行委員会へ電子メールにて記載内容の同意について連絡するものとする。

3 実行委員会が指定した日までに連絡がない場合は受賞の権利が失効する。

(受賞者の公表)

第 9 条 実行委員会は、受賞者が決定した後、応募作品をホームページ、SNS、記者発表等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第 10 条 実行委員会は、応募者の個人情報を厳重に管理し、賞品等の郵送以外の目的のために利用しないものとする。

(注意事項)

第 11 条 応募者は、次の各号に掲げる注意事項に同意した上で、応募するものとする。

- (1) 応募作品の受領通知は行わないものとする。また、応募作品の受領確認についてのお問い合わせには一切返答ができないものとする。
- (2) インターネット経由以外の方法での受付は行わないものとする。
- (3) 応募に伴い発生した費用はすべて応募者が負担するものとする。
- (4) 応募の時点で、応募者は本応募要綱に記載の諸条件に同意したものとする。
- (5) 本応募要綱に明記されていない事項については、主催者が最終的な決定権を持つものとする。
- (6) 主催者の決定に同意できないときは、応募者は応募を撤回することができるものとする。
なお、応募の撤回にともなう費用は、すべて応募者の負担となるものとする。
- (7) 主催者は、ネットワークの不具合、コンピュータウイルスの影響およびサーバーへの不正アクセス等主催者の支配の及ばない理由により、本コンテストの円滑な運営、安全性、審査における公正性等を損なうと判断したときは、作品応募受付の全部または一部を延期または中止する可能性がある。
- (8) 応募者は、本コンテストの審査結果に関するお問い合わせおよび苦情、異議申し立て等を行うことはできないものとする。
- (9) 応募が応募要項に違反すると主催者が判断した場合、その応募は無効となるものとする。
- (10) 主催者は、受賞後に応募者の規約違反が発覚した場合、受賞の取り消しおよび賞品などの返還要求を行うことができるものとする。

(著作権等)

第 12 条 応募作品に関する著作権およびそれと同等の権利は、応募者に帰属するものとする。

ただし、主催者は、応募作品に関して、次の各号に定める「主催者の権利」を持つものとする。

- (1) 主催者は、募集期間中の作品を、本コンテストの広報活動のために、公式ウェブサイトや SNS アカウント、イベント等にてクレジットを明記した上で、公開する権利を有するものとする。
- (2) 主催者は、本コンテスト及び椿の広報活動を目的として、受賞作品を、受賞者の許諾を要することなく無償で、クレジットを明記した上で公表、複製、発表、SNS やインターネット、メールマガジン等への公衆送信、展示、印刷、頒布、翻案および上映させることを許諾する権利を有するものとする。
- (3) 主催者は、受賞者の氏名と受賞作品名を、本コンテストに関連するウェブサイト、公式

SNS アカウント等で発表するものとする。

- (4) 上記にかかわらず、主催者は、主催者等の管理するウェブサイト、公式 SNS アカウント、イベント等の告知用ポスター、チケットまたはパンフレット等の媒体において、受賞作品の全部または一部を利用したコラージュ、コンピュータグラフィックス等の画像効果を加えた画像、動画その他クレジットの記載が困難な態様にて受賞作品の全部または一部を使用する場合、クレジットの記載を行わないことがあることとする。
- (5) 受賞者は、主催者による受賞作品の利用に関して、著作者人格権に基づく権利行使をしないものとする

(損害に対する責任)

第 13 条 実行委員会は、応募者の応募で生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年 6 月 21 日から施行する。